

第109回宍粟市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和4年12月14日（水曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 12月14日 午前9時30分宣告（第3日）

議事日程

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（14名）

出席議員（14名）

1番 中本隆敏 議員	2番 垣口真也 議員
3番 神吉正男 議員	4番 浅田雅昭 議員
5番 八木雄治 議員	6番 西本諭 議員
7番 山下由美 議員	8番 津田晃伸 議員
9番 前田佳重 議員	10番 大畑利明 議員
11番 欠 番	12番 林克治 議員
13番 欠 番	14番 今井和夫 議員
15番 大久保陽一 議員	16番 飯田吉則 議員

欠席議員（なし）

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 大前和浩 君 書 記 大谷哲也 君  
書 記 中田歩 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福元晶三 君 副 市 長 富田健次 君

教 育 長 中 田 直 人 君  
総 務 部 長 砂 町 隆 之 君  
健康福祉部長 橋 本 徹 君  
建 設 部 長 太 中 豊 和 君  
波賀市民局長 大 田 敦 子 君  
会 計 管 理 者 前 川 満 君  
教育委員会教育部長 大 谷 奈 雅 子 君

市 長 公 室 長 水 口 浩 也 君  
市民生活部長 森 本 和 人 君  
産 業 部 長 樽 本 勝 弘 君  
一宮市民局長 田 路 仁 君  
千種市民局長 井 口 靖 規 君  
総合病院副院長兼事務部長 菅 原 誠 君  
農業委員会事務局長 祐 谷 佳 孝 君

(午前 9時30分 開会)

- 議長（飯田吉則君） 皆様、おはようございます。これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。  
それでは日程に入ります。

日程第1 一般質問

- 議長（飯田吉則君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

まず八木雄治議員の一般質問を行います。

5番、八木雄治議員。

- 5番（八木雄治君） おはようございます。昨日に引き続きよろしくお願いたします。5番、八木雄治です。議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

私のほうからは大きく2点、環境教育の推進及び学校施設のZEB化、ZEBとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル の略で、年間で消費する建築物のエネルギー量を大幅に削減するとともに、創エネでエネルギーを収支ゼロを目指した建築物です。そのZEB化の推進について伺います。

現在、エコスクール・プラスとして、文部科学省、農林水産省、国土交通省、観光省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より、補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、令和4年度からは地球脱炭素ロードマップに基づく、脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、文部科学省から単価加算措置の支援が強化されました。

この事業のタイプには、新增築や大規模な改修のほかに、省エネルギー・省資源、型として、例えば教室の窓を二重サッシにする等の部分的な事業もあります。また、エコスクール・プラスには、教育的効果として太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設を通じて、仲間とともに環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となるとともに、最新のデジタル技術等を学ぶ貴重な教育機会となると思います。

そこで皆様に伺います。一つ目、カーボンニュートラルの達成及びSDGs等の環境教育の充実に向けては、本事業等の活用は非常に有効である。そこで、新築や増築といった大規模事業ではなく、LED化や二重サッシといった部分的なZEB化事業も、しっかりと取り組んでいくことが重要だと考え、市も推進すべきではないかと思っております。そこで市の見解を伺います。

二つ目ですが、宍粟市内のエコスクールを実施した学校、認定された学校での省エネ効果及び教育効果は、検証されているのでしょうか。そしてどのような状況になっているのか、伺います。

続きまして、大きく二つ目なんですけれども、総合病院についてですけれども、現在、総合病院はコロナ禍対応病院であります。コロナ対策として今も正面玄関からだけの出入りとなっており、高齢者の方や足の不自由な方、また障がいを持っておられる方々にとっては、駐車場から歩いてくるが大変つらいことだと思っております。また感じています。

また、入り口では、氏名、入館目的を記入している病院はほとんどないと思っておりますが、この状況をどのように思われているのか、病院側の見解を伺います。

そして、透析患者さんについてですが、透析されている方にとっては、非常に大事なシャントの手術が、総合病院で昨年度からできなくなり、時間をかけてほかの病院に行かれているということを知っていますが、現在はどのような状況なのか、伺います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（飯田吉則君） 八木雄治議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 八木議員の環境教育の推進及び学校施設のZEB化の推進について、お答えします。

先ほど議員申されたように、1点目の学校施設のZEB化についてですが、ZEBとは、エネルギー消費量がゼロまたはマイナスの建築物を指し、ZEB Readyとは、エネルギー消費量が50%以下まで削減した建築物のことを指します。2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、国レベルで推進が図られているところであり、このことから、学校施設の省エネルギー化は他の公共施設と同様に、今後の施設整備において必要な視点であると考えています。

これらの取組の一つとして、今年度は2校の体育館の照明器具更新に合わせて、器具のLED化を実施したところであります。今後も必要に応じて、照明器具のLED化を図ってまいりたいと考えております。また、サッシの二重化につきましては、新築の場合は比較的取り組みやすいのですが、学校施設の改修の場合授業への影響を最小限にするため、夏休み期間中に集中的に工事を行う必要があり、工期的にもなかなか取り組めていないのが実情であります。今後の改修に向け工法等、調査研究してまいります。

2点目のエコスクールを実施した学校での省エネ効果についてですが、当市においては、現行のエコスクール・プラスとしての事業採択はございません。しかしながら、直近では平成24年度から25年度に、学校改築事業を実施した山崎小学校において、同制度の前身となる、エコスクールパイロット・モデル事業の木材利用型として、地域材を活用した内装の木質化について採択を受けております。

同事業の省エネルギー、省資源型としての採択ではないため、省エネ効果の検証はされておりませんが、別途、太陽光発電等導入事業として、校舎の屋根に太陽光パネルを設置しております。発電された電力を電力会社に売電し、その収入を学校で使用した電力使用量の一部に充当しているところであります。

最後に教育効果ですが、山崎幼稚園の校舎において、地域材として宍粟材を活用した内装の木質化は、柔らかで温かみのある快適な学習環境の形成や、森林保全や地域の産業を学んだり環境問題を学習したりする機会として、教育的な効果があると考えています。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 私のほうからは、総合病院についての御質問にお答え申し上げます。

まず1点目の、コロナ対策としての病院入り口が正面玄関のみの件、ほとんどの病院は問診記入がない件につきましてでございますが、新型コロナウイルス感染症の対応につきましても、非常に長期にわたっておりまして、昨今では第8波の到来も言われており、いまだ予断を許さないような状況でございます。

そういった中で、総合病院では振り返ってみますと、御承知のとおりクラスターの発生、あるいは来院者の方の新型コロナウイルスの持ち込み案件等が頻発しておりましたこともございまして、そういった中で、総合病院では新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、近隣に入院できる基幹病院がない中で、できる限り診療機能に影響が出ないように、必要な対策を講じているところでございます。

病院出入り口の在り方につきましては、御指摘のとおり、来院者の利便性の観点からは入り口の箇所数を増やすということは、一般的に望ましいと考えられますが、残念ながら当院ではマンパワー不足によりまして、立体駐車場の出入り口も含めた2か所にすることが、実務上困難と考えております。一方で、来院時の問診業務につきましても、当初詳しい内容で時間もかかっておりましたが、感染状況の動向も踏まえまして、簡素な内容に変更するなど、来院者の利便性にも一定配慮した取組

を行っておるところでございます。

感染防止対策の在り方につきましては、当該医療機関を取り巻く環境や、当該地域の感染状況によりまして、それらの取組内容につきましては、様々で差異は生じております。御不便をおかけする面はあるかと思っておりますが、当分の間は現在の感染防止対策を継続せざるを得ないのではないかと考えておりまして、御理解をいただきますようお願い申し上げたいと思っております。

2点目の、透析患者さんのシャント手術の現状についてでございますが、御指摘のとおり、昨年度に総合病院で長らくシャント手術を担当しておりました医師が、退職いたしました。そのため、透析患者さんのシャント手術が当院ではできなくなっております。そこで、姫路市内の2か所の病院を主に御紹介させていただいておりますが、身近な当院でシャント手術ができるのが望ましいのは、もっともでございますので、担当医師の確保に引き続き努めておるところでございます。

○議長（飯田吉則君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） それでは、まず教育施設のほうにいきたいと思っております。

先ほど部長のほうも、LED化は進んでいるということでお聞きしておりますが、二重サッシ等は、なかなか日にちもかかるということで、長期な夏休みとか冬休み、そういうときにやるというようなことにはなっていると伺いましたけども、やはり特に北部の学校では、やはり熱を逃がさないようにするというのも、本当に省エネ効果があって、大切な部分ではないかと思っておりますので、やはりそこはしっかりと二重サッシ、また断熱材等の施設のほうは、ちゃんとやっていただきたいなどは感じるんですけども。

あと今現在、庄能のほうで建設されているこども園ですね、またこれから城下のほうで建設予定のこども園とか、そういうエコスクール・プラス、そのような認定を受けられるようなことは考えられているのか、ちょっとそこをお伺いいたします。

○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） まず、学校施設についてですけれども、確かに建物の断熱性を高めるということは、エネルギーを下げることについて効果があると思っております。特に学校施設というのは、窓が非常に開口部が大きいので、そういったところも今後検討していく内容だと思っております。国の補助事業も、これまで大規模改修ということでやってまいりましたけれども、昨年あたりからメニューとしては残りつつ、長寿命化というふうにメニューも変わっております。採択する場合は、長寿命化事業として採択を受けて、エコスクール・プラス

となれば、上乘せがあるという形になっていくかと思しますので、そういったところの工法も含めて、方向としましては2050年に向けて、取組となっていくと思しますので、検討していきたいと思します。

また庄能のこども園、それから城下のこども園につきましては、民間さんが建設される施設ではありますけれども、環境に配慮したというところは、今現在庄能の建物につきましては、把握はしておりませんが、そういったところを今後城下もありますので、そういった環境への取組も、恐らく取り組まれていると思しますが、市のほうからもお伝えしたいと思します。

○議長（飯田吉則君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） そこ、やはり子どものためですし、また教育、木のぬくもりとかそういうのも、じかに小さいときから感じられたら、本当にいいことだと思うので、しっかりとやっていただきたいなと思っております。

あと、その二つ目の省エネ効果及び教育効果なんですけれども、エコスクール・プラスではない、エコスクールパイロット・モデルのときなんですけれども、調べてみますと、これネットで調べたんですけれども、一番、平成12年度ですかね、一宮北中学校は太陽光パネルを設置され、それから城下小学校とか、下三方小学校、一宮南中学校や、河東小学校、戸原小学校、先ほど言われた山崎小学校ですかね、そういうところに木材利用とか、省エネ支援型というのを使われて、スクールパイロットのほうですかね、モデル事業として認定されたとは思いますが。

そこで、私もこのことを調べに行くに、母校の中学校に本当に久しぶりに行かせてもらったんですけれども、そこで教頭先生に校舎内を案内してもらいまして、本当に自分たちのときの校舎と全然違って、廊下も広いし、明るくてもう開放感ある校舎だったんで、すごいなと思ったんですけれども、そこで教頭先生に確認したら、太陽光パネルの発電量とか見られるところってあるんですかねと聞いたら、「これはもうちょっと奥のほうにしまっただけで、ふだんは見られないところにあるんです」という話を伺ったんですけれど、やっぱりそういう、今太陽光でどれぐらいの発電力で、何キロワットアワーとか、そういうのが今の時点でそういうのを見られるというのでも、じかに見られるというのでも、その教育の一環であると思しますし、また今何ぼ消費電力を使われているか、ここの教室の電気を消したらこれだけ下がるよとか、そういった見える化ですかね、そういうのもまた、教育の一つになるんじゃないかなと思しますが、そういうことはどうお考えなのか、ちょっと伺います。

○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） おっしゃられますように、環境教育いろんな側面から、子どもたちが体験していくことというのは、重要だと思っておりますので、パネル等のところも確認していきたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） ぜひ、そういうのもやっていただきたいなと思います。僕も議員になる前に会社勤めしてましたけども、太陽光パネルを設置されている企業さんとかに行ったりしたら、やはり今何キロワットパワーの電力をためているよという、そういうような表示も見られるようになっていくところが、結構ありましたので、やっぱりそういうところも重要じゃないかなと思うんで、よろしく願います。

太陽光パネル、今言った学校でも、4か所設置されてるところがあるんですけども、そこで今までの電気の使用量とその太陽光パネル、先ほど部長が山崎小学校でしたね、太陽光パネルを設置したけど、その後電力会社によって、その分をまた学校のほうで使ってると言われてましたけれども、それとは別に太陽光パネルを設置したということで、電気代がどれぐらい使用量が減ったのかということ、今のところ理解というか、そういうのをされてるのでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 山崎小学校を例に取りますと、設置当初は電気代の約3分の1は、太陽光の電気によって賄われておりましたけれども、御存じのように、昨今の電気代の高騰によりまして、今年度に入りまして、多い月には山崎小学校60万円を超える電気代のところがございます。平均するともちろん施設の経年劣化というところで、発電量のところが下がっていくところは致し方ないところなんですけれども、今5万円前後、5万円を切るときもございますので、以前でしたら3分の1でいってましたけれども、今現在は電気料の高騰により3分の1の状況ではございません。

○議長（飯田吉則君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 分かりました。あと多分、学校施設の中で、ちょっと蛇口なんか皆センサーに変わってると思うんですけど、そこで多分今議会でもいろいろ話題になっている水道代のほうの料金のほうも、それでかなり低くなってるんじゃないかなと思うんですけども、そういうセンサーの蛇口にしたということで、学校の施設の中も水道代も結構大分変わったんでしょうかね。ちょっと伺います。すみません。



○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 大変申し訳ないんですけど、今手元に水道料金の変化については、データとして持っておりません。コロナ禍の対応としてセンサーを導入した経緯がございます。各学校センサーを導入しておりますので、そういったところでは、一定の削減が図られているのではないかと思います。数値として検証しておりませんので、今お答えすることはできません。

○議長（飯田吉則君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 分かりました。また分かったら、何か資料でもいただければありがたいなと思います。

それでは、総合病院についてなんですけども、先ほど副院長のほうから、なかなか入り口は2か所にするのは難しいと言われたんですけども、昨年、今年もクラスターが発生したということなんですけども、何とかやはり足の不自由な方とか、そういう方、立体駐車場からの狭い階段を下りてきて、正面玄関まで入り口まで行くのは、なかなかつらいことだと思うんですね。

僕らでもやはり上のほうに停めて、ちょっと足腰が痛いときなんかは、階段下りて行くのもつらいということもあるんですけども、そういうクラスターが若干落ち着いている間とか、そういう波がちょっと落ち着いたときには、ちょっと入り口を2階の入り口から、そういうときだけでもできるようにはできないのかなと思うんですけども、そこはどう、やはりマンパワーが必要なんでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 議員が御指摘いただいているように、非常に体の御不自由な方々に遠回りをさせて、御不便をおかけしてるのは事実でありまして、我々も感染対策を検討するときに、そういったことも想定しながら、正直悩んだところでもあります。しかしながら、少しその辺を緩めてしまいますと、もう感染がばっと広がったときの病院のマイナス効果が、非常に大なものですから、非常に心苦しかったんですけど、今日のような状況にさせていただいたということでございます。

それで、感染の流行も山あり谷ありといった状況ではあるんですけども、なかなかその対策を開けたり閉めたりというふうに、ちよつとこころと変えてしまいますと、あれ、こここの間通れたのに、また通れなくなるとかかって、かえって混乱を招きかねないということもあるので、見直すならもう一定長期的にその状態を

キープできるような状況になったと我々が判断したときに、そうしたいと思っております、非常に心苦しい思いは重々持っておるんですけども、もうしばらくの間、御理解いただきたいというのが実情でございます。

○議長（飯田吉則君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 病院の言うことは十分分かりますので、なるべく早く何とかコロナが落ち着けば一番いいんですけども、そういうふうにできるようにお願いしたいなと思ってます。

あと次、透析患者さんのシャント手術の件なんですけども、昨年度から総合病院でシャントの手術ができないということを知って、そのときに先生から僕がちょっと患者さんから伺ったのは、広畑の新日鉄病院に行ってくださいということで、その患者さんが行かれたと、するとその行ったときに先生が「そんな何も聞いてないよと、今日は無理だよ」と言って一遍帰ったことがあるという、そういう話も聞いたんです。それならちょっとまた病院のほうに行って、ちゃんとその連絡だけはちゃんとつけてくださいねというようなことは言います、ということはしたんですけども、それから今で言うと1年半ぐらいたつんですけどね。

今年になったら、今度先生の紹介で、京都のほうに行く患者さんもおられるということで、京都のほうは、そこの病院は送迎してくださるからということで、行かれるお客さんもあるんですけども、やはりそのお客さんもやはり高齢の方になると、やはり特に行くのには結構つらいと、行き帰りがつらいと。下手したら1日、2日入院はしないといけないということなんで、何とかできないかなということなんで、なかなかする先生を総合病院に連れて来られるのは、本当に大変だと思うんですけど、そこを何とか来年度にはしてもらいたいなと思うんですけども、そこはどのように、今どういう感じで、まだ先が見れないと思うんですけども、来年度また再来年、今という病院としてはどうなんでしょうかね。何とかして引っ張ってこれるというのはおかしいんですけども、来てもらえるというあれはあるんでしょうか。ちょっと伺います。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 先ほど議員のほうから御指摘いただいた、そのバスの送迎ですよね。それも私もちょっと最近実は知りまして、もともとは御答弁ところで申し上げましたように、姫路市内の2か所ということで、今は、やはり姫さんになってますけど、昨年度の段階では広畑病院、それからツカザキ病院といった辺りを御紹介してた経緯がございます。その中で京都の音羽病院というと

ころだと思っんですけ、もともとそこに今いらっしゃる先生が、総合病院に昔おられた先生らしいです。私はちょっと承知しておりませんが、そういった経緯もあって、何か営業ではないんですけ、対応してあげるよというような話が何かふつと話がつながって、三つ目のルートといいますか、そんな形になったように確認しております。

御遠方に行かれるというのは、非常に患者さんにとって御負担というのは、もう否めない事実であります。我々もそういった意味で、先ほど申し上げましたように、当院で非常勤にせよ、何とか確保できないかということは模索してるんですけ、ちょっと残念ながら、例えば広畑病院の先生に、うちに来てやっていただけないかというお話もしたんですが、ちょっと向こうの都合もあって、広畑のほうに送ってもらったら、ちゃんとしてあげるけ、ちょっと忙しくて、そちらのほうに足を運ぶいとまがないというような形もあったりして、ちょっとなかなか、その辺のうまいことマッチングができずに、今日に至っております。

見通しとしては現在、正直まだ立っておりません。ですが、今回のお話もごさいますので、引き続き精力的に探してまいりたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 分かりました。そのことも今年になってから、市長のほうにもお願いしに行った件はあるんですけ、何とか市長のトップセールスで、何とかそこは患者さんのためにといい気持ちを持ってお願いしたいなと思っんですけ、最後に市長にお願いします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほど副院長が御答弁申し上げたとおり、昨年度から担当の先生が退職されまして、そういう状況になったことも十分承知しております。それから京都のお話が出ましたが、退職された先生も当時、総合病院と一緒におられたということも私も十分承知しております。それから、いろいろお聞きしたことについても、製鐵記念病院のかつて院長先生にも、そういったお話も私自身もお会いしてしたことあるんですけ、現実先ほど副院長が答弁したとおりであります。鋭意精力的に動いて、この問題の解消に努力をしていきたいと、このように思っています。

○議長（飯田吉則君） これで八木雄治議員の一般質問を終わります。

続いて、大畑利明議員の一般質問を行います。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑でございます。それでは一般質問をさせていただきたいと思っております。

昨日は私も常任委員会で報告を受けておりましたが、学校給食日本一という結果を聞きまして大変うれしく思いました。日本一というこの頂に立たれて、どういう景色を御覧になっているのか、私には想像できないわけですが、富士山のように広い、広い裾野があって、その日本一という成果に結びついているんだらうということを感じさせていただきました。

今日はまず最初に、不登校の問題を取り上げます。まだ不登校問題はマイノリティの問題だというふうに思います。今日をきっかけに多くの人にこの問題の本質を理解いただき、その裾野が広がることを期待したいと思います。

ふだんから市長は、誰一人取り残さないまちづくり、教育長も誰一人取り残さない教育ということをおっしゃっています。そういう観点で教育機会の確保を進めるという、誰一人取り残さない教育機会の確保を進める観点から、今日は校内にフリースクールを設置できないかということや、学校以外での学びの場、居場所の提供を求め、質問をしたいと思います。

先日、不登校に関する全国調査の結果が発表されました。2021年度に30日以上登校できず、不登校とされた小・中学生は、前年度から約4万9,000人増え、過去最多の24万4,940人だったことが、文部科学省の全国調査で分かりました。この調査による宍粟市の状況やその傾向について、どのように分析されているのか。まず最初にお伺いをいたします。

不登校問題は、学習指導要領で不登校児童・生徒への偏見を払拭し、学校、家庭、社会が共感的理解と受容の姿勢を持つことが、児童・生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であるとされています。また、2017年に制定されました「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、いわゆる教育機会確保法、その中では不登校は誰にも起こり得るもので、まず休養が必要なこと、学校内外の場での多様な学習活動や、学校復帰だけを目的としない支援の必要性が明記されています。

宍粟市もこの学習指導要領や教育機会確保法に基づいて、様々な支援、取組が展開されていると思いますが、現状での課題また新たな支援の方向性などを検討されていると思いますので、今日は今後に向けてどのような支援策が検討されているのか、お伺いしたいと思います。

さらに学校に行かない、学校に行けない、そういう子どもたち以外にも集団にな

じめない子どもや、行きづらさを抱える支援が必要な子どもたちが、まだまだ存在していると想像いたします。私は将来のある子どもたちが自由に楽しく学べる環境づくりが重要であると考えております。

そこでもう1点質問させてください。長期欠席者や集団になじめない子などに、個別最適な学びの場を保障していくため、独自に校内フリースクールの設置、あるいは学校以外での学びの場、居場所の整備などを考えられないでしょうか。教育長の見解を伺います。

二つ目、地方創生と循環型地域経済の問題を取り上げさせていただきます。

地方創生における最終的な成果は、地域住民の所得を向上させ、人口流出に歯止めをかけ、人口を安定させることにあります。人口の取り戻しと地域の所得増加の仕組みをつくるのが、地方創生の本質だと考えます。地域の所得増加に関しましては、残念ながら本市の場合、住民の所得の向上につながる経済の循環がうまく機能していません。経済循環サイクルの中で、支出部門における所得の外部への市外への流出が多く、家計や企業の所得増加につながっていない構造になっています。

御存じの地域経済の分析システム、リーサスによりますと、2018年の宍粟市の地域経済循環率は68%です。宍粟市の所得は生産を上回る所得を地域外から得ております。約1,600億円あります。その所得から支出の中でも、民間投資額や政府支出などのその他支出の多くが、額にして616億円が地域外へ出ていってしまっています。全所得の約7割ほどしか市内に還流していない現実があります。

経済は、その地域内における循環を繰り返し、繰り返しすることで活性化をしていくと思いますし、地域の所得の増加が新たな雇用を生み、人口の安定につながると関連づけて思っています。地域創生の実現には、この地域の所得の取り戻し、地域外への所得流出という、つまり、穴の空いたバケツの修復作業が重要だと考えます。市長は、宍粟市の経済循環の構造をどのように分析をされ、今後どのような政策や施策を展開しようと考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

以上で1回目終わります。

○議長（飯田吉則君） 大畑利明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 改めておはようございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、大畑議員の御質問に私のほうからは、地方創生・地域内経済循環、このことについて御答弁申し上げたいと思います。

冒頭ありましたとおり、昨日来給食センターのお話がありました。新たな景色というのは、それぞれ思いによって違うとは思いますが、私も裾野が広いと、こういうことのいろんな景色それぞれ思われたことと思います。特に文教民生の担当の委員の皆さんにも、日頃からいろいろなことで指導・助言をいただいております。厚く御礼を申し上げたいと、このように思います。

さて、御質問の件であります。冒頭おっしゃったように、地域創生の本質はまさしくそのとおりだと、このように考えております。そこでまず、どういう分析をしとるかということなんですが、循環率の高い県下市町にはどういう特徴があるのかを調べてみました。いろいろそれは数字で御存じのところがあると思いますが、循環率100%に達しているところは10市町あります。いずれも移輸出入、いわゆるこの移輸出入というのは、地域内外のやり取りのことではありますが、黒字になっている状況であります。

また、総付加価値額における第2次産業の占める割合が高い状況になっておりまして、例えば循環率163.7%を達成している隣の福崎町、これを見ておきますと、第2次産業の比率が66.1%となっております。隣のたつの市さんにおいては、循環率94.4%、また第2次産業比率が46.7%と、このような循環率が高い町は、いわゆる第2次産業が強い傾向が見られます。

一方、産業構造別の生産、あるいは付加価値額を見ると、第3次産業の比率が73.7%と高く宍粟市の場合、第2次産業の比率においては24.6%にとどまっている産業構造となっております。したがって、産業構造上の要因により循環率100%を目指すような目標は、市内の産業構造そのものを変えなければ、実現が難しいことがこのことから分かるのではないかなと、私はそう思っています。また課題とそれから原因としては、次の2点が考えられます。

まず1点目として、第2次産業の1人当たりの付加価値額が全国における順位が、1,719件中1,611位とこのようになっています。この結果は、生産規模が小さいことであつたり、生産効率が上がらない状況にあるのではないかと、このように考えられます。

2点目は、企業の移輸出入の赤字が544億円と大きくなっておる状況であります。こちらは総生産額、付加価値額とも言えるかも分かりませんが、占める第2次産業の比率が低いことと、移輸出入で市外調達が大きく上回っていることが要因と考えられます。これらを勘案しますと、循環率の向上の解決策としては、そもそもの産業構造が大きく影響するため、100%を目標にするのはまさに現実的ではないと、

このように思っております。また同時に非常に困難であると、このように考えます。

したがって、宍粟市としては70%台を当面の目標にするなど、地域内での経済循環を高めるため、特に第2次産業の生産額や生産性を高めていく政策を打つ必要があると、このように現在考えております。

次の質問につきましては、教育長のほうから御答弁させていただきます。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） それでは私からは、全ての児童・生徒に学習機会と居場所の整備について御答弁申し上げます。大きく三つ、3点の御質問と受け止めさせていただきます。

1点目の宍粟市の不登校児童・生徒の状況についてでございます。

ここ数年来、増加傾向にありましたが、令和元年度から令和2年度にかけては、約2割の不登校児童・生徒の減少という状況でございます。その後数値的には数の上では横ばいの状況にあるというのが現状でございます。こうした当市宍粟市の状況を文部科学省が毎年実施しております児童・生徒の問題行動、あるいは不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査というものがございしますが、この結果を基に分析してみますと、昨年度令和3年度の児童・生徒全体、在籍者数全体に対する不登校の児童・生徒の割合は、小学校は全国・県ともに1.32%に対しまして、当市宍粟市では0.47%、また中学校も全国は5.26%、県が5.82%に対しまして、宍粟市は3.42%であり、全国や県と比較しますと割合的には低い状況でございます。

また、全国的に不登校児童・生徒の増加傾向にありまして、兵庫県では過去5年間を見ても、小学校は2.4倍、中学校が1.5倍になる中、宍粟市においては減少に転じたということは、改善の兆しとも受け取れるわけですが、不登校児童・生徒やその保護者の皆様に対して、個々の実態に応じた本当に必要な支援が届くことが重要であり、宍粟市においても大きな教育課題というふうに認識しております。

2点目の課題や新しい支援の検討ということでございます。

各学校では、従来より不登校の要因やその背景に応じて、家庭訪問などを通じて、個々の状況に応じた支援に努めるとともに、新たに不登校が生じない未然防止のために、学習のつまずきなどが不登校の要因にならないように、授業の工夫や良好な友達関係の構築をしていくなど、魅力ある学校づくりに取り組んできましたが、議員の質問にもございました教育機会確保法、この法律の制定以降、各学校に

おきましては、単に学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、たとえ学校に登校できなくても社会的に自立する、このことを目指すため、これまでの取組に加えて学校のサポートチーム、これ市の教育委員会のチームでございますが、学校サポートチームや学校のスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーなど、様々な関係機関とも連携しながら、アセスメントを重視し、そこでのケース会議を一層充実した会議にする、その中での組織的な計画的な支援の実施。

あるいは、国や県の教育支援センターという言い方をしますが、教育支援センターとしての性格を持ちます本市においては、さつき学級、適応教室でございますが、では、進路の選択を広げる児童・生徒、あるいは保護者への教育相談の充実、そして学校復帰に向けては、在籍する学級に通学しづらい子どもを対象にして、保健室や別室などを活用して支援を行っているところですが、今後児童・生徒が自らの意思で段階的に登校できる、この支援の充実を図ることが重要であると考えております。

3点目の全ての児童・生徒にとって、個別最適な学びの場や居場所を確保する環境整備ということでございますが、今学校では本人の希望に応じて、別室や自宅でのオンラインによる授業配信、あるいはタブレット端末を使ったタブレットドリルを活用した学習支援など、ICTを活用した支援を行っているところですが、今後このICTを活用した取組というものは、しっかりと検証して一層充実させることが重要と考えております。

また先ほど申しました、さつき学級の存在は学校と家庭をつなぎ、学校に復帰する児童・生徒の支援を行っておりますが、もちろんそれだけじゃないんですけども、児童・生徒が将来にわたって夢や希望を育み、進路を考える機会となっております。このため、サテライトの学級など、今後より不登校児童・生徒や保護者のニーズに沿った多様な学びの場の充実を検討したいと考えております。

今後とも不登校の未然防止と、個々の児童・生徒や保護者の思いに寄り添った多様な学びの確保と、その一層の充実に努めてまいりたい、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） それでは2回目の質問をさせていただきます。

まず不登校問題から続けて入らせていただこうと思います。

今教育長からも宍粟市の現状についてお話がございました。おっしゃいますよう



に、令和元年度をピークに減ってきているのは、事実だと私も認識をしておりますが、全国調査で中学生、小学生は置いときまして、中学生の児童、ごめんなさい、生徒1,000人当たりの不登校の数は、全国の場合中学校で五十数人だったと、50人だったと思います、1,000人当たり。これを宍粟市に当てはめると、34人になります。この豊かな自然の中の宍粟市で、本当に人情味のある町で34人、全国50人、僕はあまり遜色がないように思うんです。むしろ、なぜこんなに宍粟市で多いのかなと思ったぐらいでございます。その辺りの認識をもう一度お伺いしたいと思いませんし、もう一点は、その宍粟市の不登校の中で、90日を超える長期欠席の割合です。小学校は不登校30日以上に登校と言われる数の中の半分以上が、90日を超える長期欠席になっています。中学校で見ますと3分の2です。3分の2が90日を超える長期欠席になっています。ですから、数は減ったといえども学校に行けない、行かない、その人たちの長期化が進んでいるということです。この傾向をどのように考えておられるかというところを、もう一点お伺いしたいと思います。

さらに、今回は30日以上という文科省の定義に基づく調査ですが、やはり30日未満の欠席者、不登校傾向にある子どもたち、あるいは数字には表れないでしょうが、行きづらさを抱えている児童・生徒はたくさんいると思うんです。教育長が常々おっしゃっている不登校を発生させない学校教育とおっしゃいますが、させないこと、それからなくしていくこと、この両面が必要だというふうに私は思っておりますので、もう一度この現状認識のところについて見解をお伺いします。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） まず1,000人当たりの不登校児童・生徒のこの数については、私ちょっと今手元にございませんでしたので、今数字をお聞かせいただいて、改めて認識したところですが、いずれにしてもやはり長期化が進んでいる。それから一時的に、令和元年度数が減少した、これは一時的かも分かりませんので、決してこれをいい状況に向かっているというふうに、安易に考えてるわけじゃございません。

ただ、この不登校の要因と、それから背景ということになりますが、やはり学校、家庭、それから児童・生徒本人なども、本当に様々な要因が、これは複合的に私は絡まっている一つの要因とか、一つのきっかけじゃなくて、きっかけはある程度単一的な要因だったのかも分かりませんが、そこが長期化に至るというのには、本当になかなかそこが分析しづらいというのが正直なところでございます。

ただ、幸い昨年度の状況からしましても、私たちが認識している状況において、

先ほど言いましたさつき学級に対しては、たとえ学校に復帰できなくても、教育支援センターとしての性格を持つさつき学級には、8割、9割の児童・生徒がつながりを持っています。あるいは児童・生徒がつながらなくても、保護者の方とはつながって、学校とさつき学級と家庭とが児童・生徒を中心に、言わば3角形トライアルの関係で学校復帰を目的としつつも、その子にとっての必要な支援に取り組んでいると、こういう状況ですので、今の現状認識というのは、なかなか児童・生徒の本当に気持ちもそれぞれ違いますので異なるわけですが、一つには確かに長期化にならない、この状況が非常に大事だなという、現状認識はそのように思っております。

もう一つ先ほど言いました、さつき学級のことについてのみ現状認識として、まずさつき学級はいろんな取組をしているわけですが、まずもって自分の意思で、あるいは保護者や学校の支援を得てですけれども、家を出てさつき学級に通うという一つの目的、そしてそこに行けば学校ではないんですけれども、少人数ではありますが、異年齢のそして他校のこれまで出会ったことのない児童・生徒と、そこでのコミュニケーションが取れて、そこで自尊感情を、あるいは自己肯定感の回復等につながって、そして改めて目標を持って、また学校復帰あるいは将来への希望を持っているという状況。このことを考えますと、たとえ学校に今登校できなくても、個々の子どもたちの状況を学校、家庭、さつき学級で見守りながら、支援をしているという、そういう認識を持っております。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） さつき学級のごことはまた後で議論させていただきますが、この事実について、やはり原因があって、事実が存在するというふうに私は思います。教育機会確保法を今回取り上げたのは、これは教育委員会だけではなく、自治体の責務をうたっている法律なんですね。全ての不登校児童に対する教育機会の確保、教育の活動を支える学校以外で、それを財政的に支援する自治体という、そういう構図になっております。そういう意味で、そのまだ厳然とした不登校児童がいるという事実に基づいて、どこに問題があるのか。問題といいますか、まだ不十分なところがあるのか。その辺りを考えていただきたいなというふうに思うんです。

まず私も、この教育機会確保法ができて5年ですので、まだ十分中身は熟知をしておりませんが、この3章、章立てがありますが、3章は8条から13条で成り立っております。ここには全て不登校児童・生徒に対する教育機会の確保に関する規定

が定められています。この考え方理念、これが先ほどから教育長おっしゃってる不登校児童を支える学校現場、あるいはサポーターの皆さん、そういう方々にこの理念は浸透しているのでしょうか。その辺りを一度お伺いいたします。教育機会確保法の考え方、理念が浸透しているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 教育機会確保法の理念の浸透ということにつきましては、まだ法律そのものが、学校現場にどのように浸透という、完全にその浸透という状況には、私はそこまで把握はできておりませんが、ただ基本的な考え方として、やはり学校復帰そのものを目標にする、最終的にはそのことは目標ではあるんですけども、不登校児童・生徒の様々なやはり背景、要因が異なりますので、たとえ学校に復帰できなくても、将来にわたって個々の児童・生徒が社会的に自立、これは言葉で言うと社会的自立なんですけれども、やはり社会の中で周りの人たちとの関係性を保ちながら、自分の意思と判断でもって、自分の進路を開いて行って、そして社会に主体的に参画していく。そういう将来にわたる自立を図っていくことが最終的な目的だという。この理念については学校関係者、そして不登校の児童・生徒を支援している関係機関等は、これは当然この法の趣旨そのものになっている方向については、理念は把握され浸透していると考えております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） この教育機会確保法に基づく、またその法に基づく基本指針というのも文科省定で定められて、具体的に今教育長がおっしゃいましたように、児童・生徒個々の状況に応じた支援ということが述べられていってるわけです。その中で、少しこの法律なり基本指針に基づいて、幾つか確認をさせていただこうと思いますが、まず第8条には学校における取組への支援という条項がございます。学校生活上の困難を有する個々の児童・生徒の状況に応じた支援、その他学校における取組を支援するための必要な措置、そういうことをうたっておりますが、この8条に基づいては、どういうことなされているのでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） この法律の全ての条文に対する支援という、そこへ全てに対応した形での支援というのはなかなか難しいわけですが、一つには、やはりこの不登校児童・生徒の支援の第一歩は、アセスメントというふうに理解しております。先ほど言いました不登校児童・生徒が不登校になったそのきっかけ、そして長期化が心配される状況、このことについての学校、そして先ほど言いました心理の専門

家であるスクールカウンセラー、そして福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを含め、さつき学級の専門員も含めながらですが、そして市の教育委員会のサポートチームのいろんな専門性のあるスタッフが行うアセスメントに基づいて、どのような児童・生徒が希望を持っているか。あるいは保護者が願ってられるか。この児童・生徒に対する支援は、どういう方向で行うべきかという、この児童・生徒の十分な把握というものが支援の第一歩ですが、まずそこからスタートして必要な手だてを講じていくと、これが児童・生徒に対するもう本当に根本的な重要点だと考えております。それが恐らく、この8条を具現化する取組の一つだと認識しております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 確かにこの間も学校のしそく学校サポートチーム、そういう方々、そこにスクールソーシャルワーカーでありますとか、スクールカウンセラーとか、いろんな専門の方々が関わって、児童本人あるいは保護者との面談いろんな相談を受けておられるということは知っておりますが、ただ、相談の段階なんですね。ですから、教育機会確保法は実際に学習する場を提供しなければいけないと思います。ですから、何もされてないということを申し上げているわけじゃなくて、相談とか面談とかされていますが、じゃあ、その人がその子どもさんが次に踏み出すために、何をを用意しなければいけないかというところが、本当に定まっているのかなと思うんです。

私は、各学校の校長の判断でできることですから、教育長がここで全て答弁されるというのは難しいかも分かりませんが、やはり財政的なこととか、いろんな支援は教育行政なり、あるいは市長部局が行っていかなければいけないので、今でもすぐできることが一つあると私は思ってるんですが、あるお母さんと話してありましたら、自分の子どもは今保健室、あるいはカウンセリング室、そこに行かせていただいと。そしてさつき学級から指導員の方がそこに来てくださって、いろいろ学習指導をしてくださるといってお話を伺いました。もう一歩で、普通教室に行ける段階まで来た。これは学校に復帰する前提の話で今しておりますけども、その子は学校復帰を求めているわけです。なぜかという、高校受験を控えてるからです。学校以外の場では、なかなか高校受験にプラスになる評価が今いただけない現実がありますので、できるだけ学校復帰を目指そうとなってるわけですね。

そして、保健室やカウンセリング室で今学習を受けている。いろいろ聞いてみま

すと、そこの環境が整ってない。と言いますと、先ほどICT活用した学習をしているとおっしゃっていますが、Wi-Fiが整備されてますか。ほかの専門の先生が誰かそこで学習に携わっておられますか。そういうことはできてないんだろうと思うんです。だから今すぐでもできるのは、そういうことがあるんじゃないでしょうか。その件についていかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） アセスメントに立った上での具体的な支援ということだろうと思うんですが、基本的にはいろんな支援がある中で、学校内でできる支援、学校外で確保すべき教育の機会と、大きくは二つ分かれるんだろうなど。そして自宅で今学校に行けない状況の子どもたちの自宅への支援ということは、もちろんあるんですが、その学校内ということにつきましては、これは今議員御指摘のとおり、保健室での心の安定も含めながらの保健室、非常に温かい雰囲気の中でのまず保健室で受け入れる、そこで学校復帰ということを前提としつつも、いろんなカウンセリングを養護教諭を中心に行う。

あるいは、在籍学級には戻れないけれども、途中の中間地点として、言葉は適切じゃないかも分かりませんが、通過地点になるか分からないんですが、別室の環境。そこでの今環境指摘だと思うんですけども、確かに各学級あるいは特別教室全ての余裕教室、空き教室の中に全てWi-Fi設定があるかどうか、今ちょっと認識がございませんが、たしか特別支援に関わる特別支援学級については、今後全ての特別支援学級にはWi-Fi設定になりますが、空いている教室というのは、特別な学級でございましたので、Wi-Fi設定は今ないのかなというようなことを今思います。

そこは、今後校内におけるその段階的な学校復帰に向けて、保健室、そして特別な別室、そこでの環境整備ということについては、もちろん今後考えていかなければならないと、それも個々の生徒の希望に応じてという状況ではございますけれども、一つにはオンラインなり、ICTを活用するときのWi-Fi設定は、一つのポイントだろうなという認識を持ちました。

ただ、まず大事なのはそこでの教職員と生徒の関わり、これが一番人的な環境というものが一番でございます。ですので、保健室であれ、別室での学習指導、あるいはそこでの活動であれ、教職員が個々の児童・生徒の状況に応じた、どのような支援、そこの環境を取っていくかということが、今重要なポイントだろうなということを思っています。物的物な環境ということについては、今後もちろん検討すべき

ことがあるなど、今改めて認識しました。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） その物理的な整備に向けては、市長部局もぜひ協力いただきたいなと思います。

もう一つは、今もその前から御覧になっているさつき学級、これはこの法律の12条、13条の辺りに触れてあることだと思います。学校以外の場における学習状況の把握、あるいは学習活動に対する支援ということで、さつき学級、適応指導教室は非常に成果を上げられていると思いますし、私もその取組については、敬意を表しているところなんですけど、残念ながら市内に1か所しかございません。ですから、そこへ行く送迎の問題とか、いわゆる家庭の状況に応じては、全ての人がそこに行ける環境にはないと私は思うわけですね。通える子に限りがあるというふうに思うわけです。この成果をもっと市内に広げていこうというお考えはございませんか。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） その成果を広げるということにつきましては、まず一つに現さつき学級が月に1回行っていただいておりますさつきだより、この通信ですけども、これは本当に貴重なもので、今さつき学級で行っている支援の内容とか、個人情報にももちろん配慮した形で、当該学校に全て配布して、そのことを通じて保護者にも同様の情報を行き渡らせて、学校と保護者とさつき学級が情報共有している。その成果といたしまししょうか、状況を改善している例も含めながら、それは取組は努力されているわけですが、冒頭の答弁でも申し上げましたように、どうしても北部地域の中学校、小学校の児童・生徒が、例えば山崎町の今のさつき学級への少し距離的にもあるという、そういう状況から今年夏季休業に、これ少し試行的なスタートだったんですけども、北部地域への少しサテライト的な意味合いも含めて、学級開設を試み的に今取り組んでいます。

この2学期、実際にその北部地域の週1回では今あるんですけども、開設したところへ児童・生徒、そして保護者との教育相談等も今よき形でスタートしたというふうに、さつき学級の専門員から報告を受けております。これは今後、令和5年度に向けて継続して、その内容も充実させていく貴重な取組の一つになろうと教育委員会としても、精いっぱい支援していかなければならない。そういった意味では成果を市全域・広域的に広めていく今手がかりの一つというふうに認識しております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） そのサテライトというのは、非常に評価できる取組だと思いますが、現在の人数ではなかなか開催回数も限られてくるだろうと思いますし、市内旧4町辺りにサテライトをつくるということがあってもいいと思いますが、その辺りの財政的な支援がないと、なかなか思うようにいかないと思いますが、教育委員会としては、その辺りをどのように思っておられるんですか。サテライトに対して。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 全国的な状況分かりませんが、基本的に私は教育支援センターというのは、中核的なその拠点となるものは、私は一つで各自治体に一つというのが望まれようと思います。そこがまずはきちんと機能して、全市的な状況を一元的に把握でき、支援のやっぱりキーを担っていくことが大事だと思っておりますが、非常に広域的な宍粟市ですので、北部地域には少しこちらから出て行ってというか、出前的って言ったら大変失礼ですが、そこでの一つの教室を成立させる必要があると思っております。

量的に増やすよりも、今は宍粟の現状からしますと、今行っているさつき学級のこの質をやっぱり充実させていくということで、私は今現状としては宍粟市内には、現状のさつき学級の一と、今後充実させたいそのサテライトの一という、この現状で私は十分というそういう意味じゃなくて、ここの充実した取組を進めていくことが、必ずや宍粟市の不登校対策の大きなポイントになっていくだろうなと思っております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） これは市長にお尋ねしたいと思います。

今のサテライト、教育長おっしゃったように、教育センターが一つハブとしてあって、これ核としてあったらいいと思います。そしてサテライトで多くのそこに働く人がいて、そういう機能がハブがあって、それぞれサテライトに出て行って、あるいは家庭訪問をしながらということが出来るんだろうと思うんですが、今のさつき学級のお二人では、それはなかなかできないと私は思うんです。やはり財政的な支援、それから教育センター的なものを、どう今後構築していくかというところについて、しっかりそれは教育現場と市長部局とで話し合っていたいただきたいと思います。

すが、その辺り考えはありますか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 今おっしゃったとおり、私も教育機会均等法を大変申し訳ない、全部承知しているわけではありませんが、非常に重要な課題と捉えております。今教育長が答弁されたように、教育委員会と十分調整をしながら、やっぱりおっしゃったように、私も長い間こういうことにも関わらせていただいた時期があったんですが、やっぱりさせないこと、なくすこと両面、こういうことで、やっぱり行政もしっかり捉えていく必要があるだろうと、このようには思っています。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 教育委員会から要請があったときに、ぜひお願いしたいと思いますし、市長も総合の関係で関わっておられますので、ぜひ検討いただきたいと思いますが、やはり教育機会確保法ができたこと、これは従来私たちの時代は、もう学校に行くのが当たり前と。学校に行かないというのは非常に罪悪感というか、地域からもいろんな目で見られるというような状況がありましたが、こういう法律ができて、学校に行かなければならないという呪縛から解放される。これほど子どもにとっていい法律は、僕はないというふうに思ったわけです。問題は、その法律ができてますけども、制度上、学校以外の学びも教育委員会が公認しないと出席扱いにもなりませんし、内申にも反映できないわけですね。まだまだ課題が私はあるというふうに思います。

先日、ある方が学校に行かない、行けないということだけで、非常にプレッシャーを受けて苦しいんだと。子どもと母親2人で悶々とした毎日を送っているという話がありました。でもこの法律ができたことによって、その子どもさん、保護者さんにとっては、とても大きな救いだろうと私は思うわけですが、残念ながらまだ学校復帰が中心で、学校以外の場に対するポイントが十分に与えられていないというふうに思うんです。その辺りについて、教育長のちょっと御見解をいただきたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 法の理念・趣旨は、大畑議員御指摘のとおりだと思います。繰り返しになりますが、学校に登校するという結果のみ、結果のみ、不登校というのは結果がこうなってるだけであって、様々な要因背景でプロセスがあって、結果として今不登校で行けない。ただそこを登校で学校に行けない。その結果のみを目標にしたならば、単一的な支援しかできないわけですから、もっと複線的な多様な



支援があるという、最終的にはたとえ学校に行けなくても、社会的に自立している、そういう児童・生徒を支援していこうという、こういうことなんですけれども、ただこの法を安易に解釈してはならない。私はそういう認識を持っています。

どういうことかという、社会的自立は学校復帰を目指さないことではないということです。学校に行けないということは、これはやはり学習の進捗の問題であったりとか、多様な生徒とのコミュニケーションの機会であったりとか、希少な小学校、中学校期の子どもたちにとって、社会的自立へのリスクを負っていることが事実なんです。だからこそ私たちは、そのことを自覚しながら、やはり学校復帰は、一つの選択肢として目指していくということを心に置いておかなければ、社会的自立さえすればいいんだというような、乱暴な議論では決してこれはならない。

だからこそ、多様な支援が必要、アセスメントが必要、それには議員がおっしゃるような人的な支援も、これは必要であろうと思っておりますが、この法の趣旨というものの解釈は多様であると思いますが、私は今学校がこの法の一番大事なところも大切にしながら、さつき学級と保護者等を連携しながら、懸命に不登校支援を行っていることを、教育委員会としては一生懸命支援していきたい。そんな気持ちでいっぱいでございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） ちょっと誤解を招いたらいけません。私も原則学校復帰だというふうに思っております、個々の児童・生徒の状況に応じてということですから、その段階が学校以外の場も、ちゃんと提供しなければいけないんじゃないかなと思うわけです。そこで私は、やはり学校にいて友達とコミュニケーションが取れて、一緒に楽しい話ができ、楽しいことができるということを皆さん願っていると思うんです。それで先日もちょっと教育長に資料をお渡ししておりますが、今、全国的に学校内のフリースクールという取組が進んでいます。

まあ、たくさん進んでるということではないんですけども、愛知県の岡崎市がその先兵を切っておられますが、11月には福岡の飯塚でその取組が始まったようでございます。学校内にフリースクールをつくるということです。普通教室に行く手前のところで、空き教室か何かのルームをちゃんとした教室にするという、一つの組にするという。岡崎市はF組という取組、フリーのFですね、という取組をして、少しでも学校復帰のハードルを下げていくという取組をなさっている。

そして普通学級の中にも、クールダウンしたい子もいるようです。そういう子も

そのF組にたまには来ることができて、精神的に休むことができるというような、そういう校内フリースクールという取組があるようでございますが、ぜひこれ岡崎市は全中学校で始まったようですが、もともとはモデル校からスタートしています。

宍粟市の中学校の中で、どこか1校そういうモデル校の設置を願いたいわけですが、教育長いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 私も愛知県岡崎市のこのF組、校内フリースクールについて、十分把握しておりませんのであれですが、恐らく長期欠席者あるいは不登校児童・生徒数が減少したということで、効果を上げている取組の一つなんだろうなという、そのことは認識しております。

例えばこのF組というのは、いろんな様々な取組があるんでしょうけれども、少し若干違うかも分かりませんが、宍粟市におけるさつき学級を1中学校の一つのクラスに置き換えて、そこでさつき学級的な取組を行っている、手厚い支援が行われているんだろうなと。学校に行けない子どもたちも、まずF組に行って、そして在籍クラスへ行くか、F組でしばらく止まっているかという、そういうイメージを持ってらるんですが、つまり校内適応指導教室。

しかし、適応指導教室といったときには、学校復帰を前提としたイメージが適応ということになりますので、フリースクールという、あえてそういう言葉を使っているんだろうなと。これは私の勝手な解釈ですが、そうした取組については非常に特色ある取組として、それは岡崎市という恐らく中学校の不登校の児童・生徒数のことも分かりませんが、状況も分かりませんが、そこに非常にマッチしたよき取組だろうということは認識するわけですが、今宍粟市においては、先ほど言いましたように、保健室登校、あるいは別室、そこでのそれは言わば適応指導教室でありませんし、フリースクールではありませんが、機能的には非常にこのF組に近い取組を行っておられる学校もあることも事実です。

ですので、岡崎のそのもののフリースクールを宍粟にもという考え方ではなくて、言わば、宍粟市内の今の状況をしっかり私は応援していくことが大事だなと思っております。ただし、こういった校内適応指導教室であれ、校内フリースクールであれ、これを学級を開設をしようと思うと、教員担任が1名プラスせざるを得ません。恐らく私は十分把握しておりませんが、このF組フリースクールは定数上の1名を使われて担任されてるならば、多くの教職員の協力、組織体制でもって成立している学級なんだろうなと、そういった意味では、宍粟市においてもF組そういったも

のの設置は、今私の中には考えはまだ持ち合わせておりませんが、引き続き県教委なり、不登校担当なり、定数内の加配措置という人的なサポート、これの要望は行っていきたいと、現状お話を聞かせていただいた考え方はこんな感じです。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 現場を十分熟知していない私がいろいろ言うことで、まだまだ課題はあるのかなと思います。この岡崎市がやってるF組は、今教育長がおっしゃったように、学校の中の一番の、一番のと言うと失礼ですけども、主任クラスの先生がそのクラスの担任をされている。そして、補助としてOBの教員の方とかが、補助職員として入っておられるというようなことで、あと学習環境については、市が毎年年度当初に環境整備として、30万円ほど出しているというお話のようです。その程度の金額でいけるのであれば、あと学校内の定数職員の中を、どういふふうにやりくりしていくかということになるかと思います。

児童がどんどん減っていく中で、学校の中もさま変わりしてるんだらうと思うので、ぜひちょっと不登校児童のところに目を向けていただいて一度、ほかをまねせえと言ってるんじゃなく、宋栗市としての何かモデルをつくっていただけたらなと思うわけですが、もう一度教育長いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 宋栗市としてのモデルというお話でいきますと、それぞれが今共通ある取組とともに、各中学校、小学校特色ある取組を行っていると思います。もう一度私自身が各学校の貴重な取組を一つ一つ把握させていただいて、全市的に効果のある取組は広域的に広めるとともに、やはり学校ならではの、やはりこれは個々の子どもたちに適応した、個々の子どもたちの支援につながる、届く支援でなければならないわけで、A校での取組が効果があるから、B校に適応するということが、これが安易にできないのが、不登校対策の一つの課題でもあろうと思うんですけども、そういった岡崎の取組も含めながら、引き続き勉強したいと思っております。

まずは、いろんな子どもたちの状況がありますので、少し下がっている自己肯定感というものが、もし下がっているなら、その子どもたちの自己肯定感を高める支援を、あるいは学校復帰ということが負担感になっているなら、しばらく休んでいいですよ、そういう負担感を軽減する取組がいる。そして保護者も悩んでおられる保護者と、さつき学級、学校を通じて、一緒になって取り組んでいく。そんな取組

が個々に繰り広げられていることと思いますが、学校の取組を今後把握しつつ、充実につながるよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 長時間になりましたけども、ぜひ今宍粟市で苦しんでいる子どもたちに寄り添った支援が、ぜひこの宍粟市の中で広がっていくことをお願いして、次の問題に移りたいと思います。

経済循環の話でございますが、市長のほうからいろいろ構造的な見解を述べられましたが、これ地方創生を担当なさっている市長公室に、ちょっとお尋ねしたいんですが、室長にお尋ねしたいんですが、このリーサスの取組という、その有用性ですね。これどのように地方創生と関連づけて、認識されているのでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。リーサスの認識ですね。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） この部分につきましては、市内の経済循環の指標ということで、私はあまりその指標を見させていただいて、分析というところには至っていないのは事実なんですけど、地方創生をしていく上で、今回総合計画後期計画の見直し、あるいはそういったところで、いろんな事業を展開していただくということで、各部局から事業提案等々もされております。そういった上では、この取組自身が市内循環、あるいは地域の活性化、経済の循環ということにつながっていく事業ということで認識をしているつもりでございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） それだけではなく、内閣官房がこの地方創生の分析システムとして、このリーサスを出してるわけです。経済のところや人口のところや、いろんな4種類ほどリーサス、ビッグデータを出してるわけです。それを各担当者が十分読み込んで、地方創生に役立ててほしいというふうに願ってるわけです。私も先ほど市長から分析の話がありましたが、ちょっと見てるところが違うんです。見てるところが違うんです。支出の部分を私は問題にしているんです。産業構造を変えるなんてことは、それはとてもできません。このまちの。確かに生産というところで、他のまちが優れているというのもあります。それはたくさんの製造業の企業がそこに存在しているからだけじゃないと思いますよ。やはりその企業が有機的に結びついていって、付加価値を高めてるんだと思います。

市内のいろんな原材料を、市内で調達する企業があればあるほど、市内での付加価値が高まりますので、そういうところに一つはあって、問題は支出です。二つあります。自治体、いわゆる政府支出と言われる交付税やいろんな補助金、社会保障、そういうものを外からたくさん入ってきているわけですが、その大半が市外に出て行ってるんです。一旦は所得になるけども出て行っている。これ自治体の公共事業でも出て行ってるんです、外へ。市内にたまってないです。この辺りのもう少し分析をしてくださいということです。一つはね。

それから市長がおっしゃった作業の輸入と輸出のこの収支額、ここの修復作業が必要だと思います。全てというわけにはいきませんが、産業連関表の中の全ての項目に対して、自給率なんていうわけにはいかないと思いますが、実粟の強みのところは、しっかりそこを伸ばしていくということを考えていただきたいと思うわけです。ですから企業誘致もいいんですけども、その企業がブドウのようにぶら下がっていくクラスターを形成する、そういう企業の集積を図るということが一つあると思います。

それから、私は着目しているのはエネルギーのところなんです。電気・ガス・熱供給・石油、こういう地域内にどれだけ需要があるかという、これ平成30年のデータがちょっと古いんですけども約94億円、これ全部輸入してるんです。市内でほとんどつくってないんです。だからこれだけ需要がある94億、100億円近い需要があるわけです。エネルギーに関して。ここに地元産のエネルギーに少しずつ変えていく、そのことによって、地域の中が潤うんじゃないですかということです。

ですから外へ、私が言いました、だだ漏れバケツと言いましたけど、言葉は悪いですけど、どんどん外へ漏れていっているバケツを修復する、塞いでいく。その作業をできないでしょうかということ言ってます。エネルギーの問題はずっと前から言っていますね。地元産のエネルギーを使った取組をとということを、ずっと言ってきておりますが、なかなか実現しないということなんです、その支出の部分についてどのような分析されているか、お尋ねします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 冒頭の御質問の中で、その分析の捉え方と焦点化した捉え方で、全体を見るとそういう捉え方をすると、構造上のことをしっかり見なあかんとということで、私はこの地域創生の中でおっしゃったように、やっぱりこのリーサスの中をしっかりと見た中で、市内の経済循環がどうなっとんか。これは分析した上で政策を打たないと、当然効率よく打てないが当たり前のことでありますので、しっ

かりこのことは、私自身も捉えながらデータを見させていただいております。そこで支出ですけれども、おっしゃったように、公共投資の場合のことも当然そのことがあって、いわゆる交付税も含めてですが、そういうことのことでもあります。

個人によりますと、市外での買い物であったり、あるいは企業では市外から調達して設備投資を行って、また結局結果としては、その支出面ではそういう状況が出て、場合によって支出の面でも、特にこの図2で見られておるんかも分かりませんが、民間消費額これらを見ても、もう黒字化はしておるんですが、市民の皆さんは市外で消費する額よりも、市外から市内で使う額が上回っていると、こういう状況も見られます。

したがって所得の分配と支出をしっかりと見ながら、そのことを通じて施策をどう打つかと。冒頭申し上げたとおり、第3次産業の構造上のことについては、非常にちょっと見てみますと、全国の付加価値額は1人当たりで見ると、全国459位とこういうことです。第3次産業、いわゆるサービス業はこういう状況であります。

したがって、繰り返しになりますが、今このリーサスから見ると、第3次産業はさらに、特に観光とかいろいろな面がありますが、そういうところをしっかりとさらに落ちないようにしながら、第2次産業でいわゆる製造業の中で、域内同士でマッチングさせながらどうするかということも含めて、そこにメスを上げながら、そこにこれからどうやって、そこを展開していくかということが大きな課題と捉えております。

それから最後におっしゃった域内消費の中で、いわゆる電力含めてであります。今年、水力発電でああいう形で千種のほうで一つできました。それからもう一つは木材の需要等々でバイオマス発電も、市内から赤穂海水へ持っていきよるわけですが、7万立米から8万立米、それはどうしてもこのリーサスから考察すると、それは市外に出てまうことになるんで、山の木材は出しておるけども、したがってそれから見ると木材を使って製材して加工品として、それを市外へ出して市外からのお金を外貨を稼いでいく、こういう仕組みもさらに高めていかないと、このリーサス上から見る経済循環という率を上げようとしたら、そういうことも考えられるのではないかなど、こんなふうにさえ思っています。

しかし、おっしゃったように域内循環で所得を上げていって、さらにそこに人口減少の歯止めになっていく。しっかりとこのリーサスをにらみながら、また冒頭おっしゃったように、循環調査のやつも関連してくるんですけれども、そのことをしっかりとしながら政策を打つ必要があると、このように私は認識しております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） この表の支出のところ、民間消費額はまだ地域外から111億円流入してるんです。民間消費はプラス15.2です。輸出入の率で言うとね。全国的にも351位です。いいですよこれ非常に、宍粟市はたくさん買い物に来てもらったり、いろんな物を売ってる。しかし問題は、このその他支出、ここに自治体の支出と産業の関係の支出があるんです。ここがマイナス93.2%ですよ。ほとんど出て行ってるということなんです。そして全国順位が1,378位、何も順位だけがいいんじゃないですけどもね。

ですから、このその他支出のところをもっともっと分析して、平成30年にこれ調査をやりましたじゃないですか、地域経済循環調査。ここにも政策シミュレーションを何ぼか書いてあるんですけど、全然実行されてない。もう大事だ、大事だというのはもう終わってるんです。既に。もう何をするかになってるんです。ですから、これもっと市長が指示して、これ産業部になるのか、市長公室、産業部が連携しないと地方創生進まないと思いますよ。そういうところもしっかり指示していただいて、分析をして何から始めるか。もう具体的に始めていただきたいと思います。もう一度御答弁を。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） この業務調査の中でいろいろ指摘があって、それを順次ということではありますが、市内の循環率を高める方法の一つとしては、冒頭申し上げたとおり、エネルギーの問題も当然あるわけでありまして。それから生産性を上げるために、いかに民間の皆さんにもコストを下げながら、いろんなことをやっていただく。それから、市内の商用をどう高めていくかということも当然あるわけでありまして。そういったことも含めながら、循環率の低下を防ぐだけではなしに、そのことが市内の循環を高めていくことになっていきますので、この報告書をさらにしっかり我々も読み取っておるつもりなんですけど、現実施策に現さないという意味ないんで、おっしゃることを含めながら、さらに地域創生の一翼を担っていく一つの指標として、しっかり捉えていきたいと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 時間が来ておりますので、最後には釈迦に説法かも知れませんが、もう一度ここを考えていただきたいと思います。地域の外にお金が漏れる原因、一つはいろんな地域内の工場、企業、商業施設、こういうものが立地しても本社が市外にある場合は、地域内で稼いだお金は本社に吸い上げられるというこ

とです。二つ目は、地域の産業が中間財の購入を地域の中ではなく、外から購入している事実です。そして三つ目、自治体からの支出、公共事業や委託事業など、こういうものが地域の外に受注されていることです。

こういう大きく三つぐらいが、このお金が外に流れている原因として考えられるのではないかなど。全てを変えろということは難しいかも知れませんが、できる範囲で一つ一つ積み上げていっていただいて、ぜひこの循環率が今度上がっているという、地域の所得が増えて雇用が生まれるという、そういう取組に転換していただきたいと思います。最後に決意を聞かせてください。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） さっき三つ言われましたが、私この間も少しずつであります。本社を持って行っていただいたいと。御存じのように五十波にある企業さん本社を持っていておりました。それから今度神姫バスさんもいよいよ10月から本社を、子会社を。それからそのほかもあるわけですが、そういう形でできるだけ本社を持っていただいて、ただ本社だけではあかんで、市内との企業とのマッチングをしていかないかと、こういうこともあります。

それからもう一つは、やっぱりこの木材の、繰り返しになりますが、我が町はかつて製材所がたくさんありました。そこで加工して柱材として、あるいは板材として外へ出して、そこで立ててまた帰ってくるというのは、こういう循環もありました。今、大変多くが原木で出てる理由もあるんですが、そこにいかに付加価値を高めながら、第2次産業としてそれを付加価値を高める、域内でこういうことも一つはあるのではないかなど、こんなふうに思っておりますので、ぜひそういうことも含めながら、この循環率を高める努力をして、ただ100%を目指すのは難しいので、私は現状では70%ぐらいを目指して、そこをしっかりとやっていきたいと、このように思っています。

○議長（飯田吉則君） これで10番、大畑利明議員の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

午前11時10分休憩

---

午前11時20分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続きまして、山下由美議員の一般質問を行います。

7番、山下由美議員。



○7番（山下由美君） 7番の山下です。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

学校給食の無償化を。

新型コロナウイルス感染拡大による一斉休校をきっかけに、学校給食の重要性が認識されました。子どもたちの育ちを保障するために、学校給食は無償に安心できる食材をと、願う声が日に日に高まっております。宍粟市の学校給食は、過去から現在まで関わってこられた多くの人々の努力により、安心できる食材という観点から、全国的にも高い評価を受け続けております。給食費負担の軽減策といたしまして今、第3子以降給食費免除制度がありますが、3人以上の多子世帯でも対象にならないというようなケースが生まれてきております。学校給食の無償化を行うべきではないでしょうか。

続きまして、生活保護制度について伺います。

宍粟市における2021年度の生活保護についてであります。兵庫県社会保障推進協議会のアンケートによる回答を見てみますと、2021年度の実際の相談件数53件、そして申請に至った件数20件、そして申請に至って保護が実際に利用開始となった件数15件というようにありました。相談しても申請できないケースが県内で比較しても多い結果となっておりますが、その理由と対応を伺います。

また、申請に至っても生活保護が利用できないというケースが、県内で比較いたしましても多いわけですが、その理由と対応を伺います。

介護保険制度について質問いたします。

介護を家族任せにせず社会で支えていくという、介護の社会化の期待を背負って、2000年に介護保険制度がスタートいたしました。しかし、政府によります介護サービスの削減や費用負担の引上げなどの相次ぐ制度の見直しで、必要な介護を受けられないケースも見受けられております。高い介護保険料は年金から天引きされますが、いざ介護サービスが必要となったとき、利用料金の負担が重いなど、その人が望む介護サービスを受けることができないというような現状があります。宍粟市の介護をどう守っていくのか。市長のお考え及び対策を伺います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 山下由美議員の一般質問に対し順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、山下議員の御質問に御答弁申し上げたいと思いません。

私のほうからは、1点目の学校給食の関係と3点目の介護保険制度について、生活保護制度につきましては、担当部長のほうから答弁させたいと思います。

まず、学校給食の無償化の御質問であります。平成29年度に行われておりました文部科学省の学校給食費無償化調査、それによりますと、全国1,740団体のうち、小学校、中学校ともに無償化、もしくはどちらか一方を無償化している自治体は、そのうち82の自治体で全体の4.7%であります。これは29年度であります。

今年の6月の第106回の定例会でも、教育委員会からも答弁があったところでありますが、学校給食費の無償化は、保護者の経済的負担軽減がされるものの、宍粟市の財政状況等々から、現在実施をしております第3子以降の給食費免除、約1,300万円程度であります。それに加え毎年栄養摂取基準から換算すると、児童・生徒分として1億2,700万円程度の一般財源を投入する必要があると、このように考えられます。

このことから、自治体のみでの財政措置をもって、この質の高い給食を提供し続けることは、大変困難な状況と捉えております。このことから、厳しい財政運営の中、持続可能な学校給食の運営を維持するため、学校給食無償化の考えは現在考えておりません。しかしながら、学校給食は昨日も御質問でお答えしたとおり、食育という教育、この大きな領域の中で、非常に必要不可欠であると、このように認識しております。同時に、学校教育の大きな柱でもあると、このように認識をしておるところであります。

なお、基本的な考え方としては、昨日も申し上げたとおりであります。義務教育に係るものは、自治体の財政状況に影響を受けることなく、私としては国において制度化すべきであると考えておりました。現状では市長会等々を通じて要望しておるところであります。このことを踏まえながら、今後さらに強く要望してまいりたいと、このように考えています。

3点目の介護保険制度であります。介護保険は、高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化、介護ニーズが増大する一方で、核家族化の進行であったり、あるいは介護をめぐる家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況の変化の中で、老人福祉法あるいは老人医療制度による対応の限界を背景として、自立支援、利用者本位、あるいは社会保険方式を基本的な考え方として、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、創設されたものと認識しております。

宍粟市では現在、創設時の約2.3倍となる約2,700人の方が要支援・要介護認定を

受けられておりました。介護保険制度は、介護が必要な高齢者を支える仕組みとして着実に定着し、生活の安定と安心の基盤をしっかりと支えているところであります。宍粟市でも総人口は年々減少する一方、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く社会情勢は厳しくなる中で、生きがいを持って安全安心に介護が必要となっても、望む場所で暮らしていけるよう、介護保険制度に求められる公平性を保ちつつ、セーフティーネットとして維持する必要があると、このように考えております。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 私のほうからは、生活保護制度についての御質問にお答えさせていただきます。

1点目の県下のその他市町と比較して、相談しても申請できないケースが多いが、その理由と対応についてであります。宍粟市における令和3年度中の生活保護に関する相談件数は71件であり、そのうち生活保護申請とされたものは20件となっております。相談を受ける中で、申請にまで至らなかったケースにつきましては、病気やけがなどの理由により、医療費の支払いに対する不安から相談に来られたものの、生活保護制度の説明を行う中で、年金の受給額や預貯金の額、あるいは同居の御家族の収入の状況などにより、生活保護の対象にならないということで、申請に至らない場合が多い状況にあります。

生活保護制度の説明を行う際には、必ずどなたでも申請は可能であることを伝えており、今すぐに認定にならない方でも状況が変われば、いつでも相談や申請に来てくださいと伝えております。そのため、2度目、3度目の相談で申請をされる場合もございます。また生活保護の相談を受ける中で、自立支援金の給付など生活保護以外の制度が利用できる場合には、ほかの制度を紹介しつなぐように努めております。ケースによっては自立支援金を数か月受給されながら、その間就労支援を受けることによって就職することができ、自立につながったという方もいらっしゃいます。

2点目の申請に至っても、生活保護が利用できないケースが多いけれども、その理由と対応についてであります。令和3年度中に生活保護の申請を受けた件数は、先ほど申し上げたとおり20件あり、そのうち申請取下げが2件、要件判定の結果、却下となるものが3件となっております。申請取下げの2件につきましては、親族との同居開始や、親族からの金銭援助が受けられるようになったとの理由によるも

のです。却下となった3件につきましては、いずれも預貯金等の資産の活用により、当面の生活が可能であるとの理由にもよるもので、このうち1件につきましては、資産を活用し消失したとの理由により、再度申請をされ保護が適用となっております。

いずれにしましても、県下の他市町と比較してどうかという点につきましては、それぞれ状況も異なると思われることから、はっきりとしたことは申し上げられませんが、当市におきましては、相談を受ける際には、丁寧に制度の説明を行った上で、どなたでも申請は可能であることをお伝えし、申請を受けた場合には法に基づき適切に調査を行い、認定の可否を決定しております。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） それでは、学校給食の無償化をという質問に対しまして、再質問を行いたいと思います。

学校給食の無償化、これにつきまして再度確認しておきたいわけですが、何度も言われてると思うんですけども、現時点での市長の考え方といたしましては、厳しい財政運営、これが理由で持続可能な学校給食の運営を維持すると、そのために学校給食費の無償化の考えは全くないと、そのように捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） これまでも何回か御質問いただきまして、御答弁申し上げたとおり、一つには財政状況のこともあるわけですが、これまで学校給食等々の提供の歴史的な過程も踏まえ、もう御存じのとおりだと思います。いろんな過程の中で、経過の中でという意味ではありますが、今日こういう状況になっています。当然、それぞれ保護者の皆さんに、いろいろ御負担をいただくわけですが、保護者の皆さんの一定の役割だったり、そういったもろもろを含めて、現段階では先ほどおっしゃったとおり、無償化を承認するという考えはないと、こういうことでもあります。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） そういうお答えでございました。そこで宍粟市の学校給食が、他の学校給食よりも突出しておりますところは、やはりその安心できる食材をというところがございます。それは旧山崎町において、学校給食が1993年4月から開始されております。そのときにいらっしゃいました栄養教諭の方が、地場食材を利用

した学校給食について、これについて深く深く思考をくだされて、そしてまたそのときの保護者の思い、地の利を生かした地域ぐるみでおいしく安全な給食へ、この思いとこの保護者の思いと、栄養教諭の方の強い意思が一致して、そして地元の生産者の方々と食材を取り扱っておられる業者の方々のたゆまぬ努力が、今日もなお継続されているというところに、この宍粟市の学校給食の特色があると私は思います。

そして、専門家の方も指摘されておられるのですが、学校給食では特に安全性が重視される。地域の将来を担う子どもたちのためにという、関係者の共通の認識が特に重要となる。そんなふうに言われておるわけでございます。そして、今は本当に多くの方々がそのための努力を続けてこられて、昨日もたくさんの方がおっしゃられておられましたような、日本一というような栄光に輝いたというような結果がございます。

そこで私が思いますのは、やはりその上に、やはり日本の憲法あるいは児童に関する様々な法律ですね、これらに基づいて、学校給食の無償化ということも市として考えるべきなのではないか。市長としても考えていくというような方向で、全くない、そのような考えはないというようなことではなくて、考えていくというような方向を持っていただきたいなど、私は常々思うわけであります。

厳しい財政運営ということでございますが、この給食費の無償化に必要な支出は、先ほど約1億3,000万円程度と言われました。その程度のこの一般財源を投入する必要があるということになるわけですが、その宍粟市のその標準財政規模から考えましても、毎年投入するこの約1億3,000万円は、ほぼ1%程度となっております。その1%程度の支出を決断するかしないかという問題ではないかなと考えるわけですね。そこで私は子どもに真っ先に予算を使うということは、難しい理屈ではなくて当然のことじゃないか。そのように考えておるわけでありますが、市長のお考えはどうなのでしょう。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほどおっしゃったように、山崎の学校給食センターの1993年の折、山下議員もよく御承知のとおりだと思いますし、私もその当時直接担当ではなかったわけですが、企画段階の中から加わらせていただきました。当然保護者の皆さんの切実な願い、何とか学校給食を提供してほしいという強い希望に、その当時の行政として応えられたと、このように認識をしております。

ただ、いろいろ議論の中で、保護者の皆さんとも、私も直接当時私も保護者の1

員でありましたが、やっぱりその一定の負担をして、学校給食として安全で安心で、ましてや今食育という観点はありますが、その当時食育まではいかなかったわけにありますけども、そういうことも含めて、ぜひということで、当時の行政が判断をなされたということでもあります。そういうことについては、冒頭申し上げたとおり、そういった経緯・経過も踏まえて、あるいは先ほどおっしゃったような財政状況も踏まえて、今現在のところは、無償化というのは私は考えていないと、こういうことでもあります。

約1億3,000万円程度とおっしゃいましたが、現状の宍粟市の歳入歳出のバランス、あるいは行政サービスの低下をできるだけ招かない、何とか子どもたちにも未来へと、こういうふうな予算をできるだけ立てていきたいということでは、努力しておるところであります。一般財源からさらに1億3,000万円というのはどうかなと私は思うところあります。しかし、未来ある子どもたちへの投資は、可能な限りしていくことは、当然の我々の責務だとこのようには認識しておりますが、現状からするとそういうことでもあります。

しかし、冒頭申し上げたとおり、この基礎自治体でこのことを賄えというのは、あるいは私は自治体間で競争をあおるといふ、この原理に基づく給食費の無償、このことがいかにかなと思っております。ぜひ議員の皆さんと共々、やはり国が義務教育の中で、子どもたちの未来を担う一つは教育の一環としての食育やと、こう捉えたとしたら、捉えておりますがぜひその在りようについて、国策として私は考えるべきではないかなと、こんなふうに考えております。

しかし、今現状では可能な限り厳しい財政の中でも、先ほどおっしゃったように、給食センターの職員や、あるいは生産者の皆さんやたゆまぬ努力をずっと続けていただく中で、現在の給食費の状況にあります。このままではなかなか厳しいのも十分理解しております。そのことも相まって、今後保護者の皆さんやいろんな方々とこの現状をつぶさにお話しする中で、どうあるべきなのか。この議論を展開していきたいと、このように考えておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） すいません。先ほど市長がこの給食費の無償化に対して、この自治体間の競争というような御表現をされましたのですが、私はそのようには捉えておりません。そしてまた市長もおっしゃったように、この給食費の無償化、これはやはり国の責任で行うべきであると私も考えております。しかしながら、現在

のところ、それが実現をされておられませんので、子どもの権利あるいは憲法の理念の実現、これらのために近隣の自治体でも努力を行っておられると、私の理解はそのように理解しております。

例えば、相生市が無償化、たつの市は中学を無償化、また佐用町は小学校、中学校をともに半額補助、そして市川町は小学校、中学校ともに月額300円が町負担ということにしておられますので、多子世帯になるほど人数掛ける300円ということで負担が減っていくということを考えておられるそうです。こんなふうには子どもの権利や憲法理念の実現のために、国が行わないので、頑張っておられる自治体が近隣にあるということ、私はこれはすごいなと思っておりますし、宍粟市もそうになっていたきたいと、そのように思うわけであります。

6月に私はこの質問をさせていただいております。そのときにこの学校給食を無償化しない理由といたしまして、学校給食法11条、食材費は保護者負担、これを根拠にされておりましたが、文部科学省の通知によりまして、自治体が食材費を負担することを禁じない旨を明記しております。また、学校給食執務ハンドブックでは、質疑応答の中の学校給食費の保護者負担の中で、学校給食費として捉えられるものは、食材料費及び光水熱費であり、原則として保護者負担となるが、これらの法令の規定は経費の負担区分を明らかにしたものであって、設置者が保護者に代わって学校給食費を負担することを禁止する趣旨のものではないというふうにはっきりと明記されております。

したがって、自治体の判断で無償化は実現できるということでございます。6月議会に、この学校給食法第11条出されましたので、そのことについてはっきりした、御見解を述べておいてもらいたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 今、議員御指摘のとおり、学校給食法第11条、学校給食に要する経費は保護者負担とする。この要する経費と云ったら、二つの性格がございます。一つは、恐らくこれは市負担、多くの近隣市町もそうですが、市が負担するものとして、光熱費あるいは維持管理費と。それから保護者負担とするものは学校給食費、いわゆる食材等です。教育委員会が申し上げた11条、経費の負担という部分につきましては、学校給食に要する経費のうち、学校給食を提供する食材等に関するものは児童・生徒の保護者負担とする。ただし議員御指摘のとおり、文科省は見解を述べています。学校給食法で規定する給食費は、法で保護者負担としているが、設置者の判断で、保護者負担を軽減することも可能ですよと、他市町において

無償化は、この見解に基づいて行われているものと認識する理念にのった答弁でした。一つだけ付け加えさせていただきます。

昨日、第17回全国学校給食甲子園、優勝された栄養教諭の方々が、御報告に来ていただきました。甲子園という名の下に出場された栄養教諭の方々は選手と呼ばれ、そして競い合うという、そんな58分間の言わば戦いを御報告いただきました。御覧になられたかも知れませんが、当日表彰式での審査委員長のコメントは、栄養教諭と、宍粟市の栄養教諭と調理員のコンビネーションのよさ、徹底した衛生管理、見た目も美しく、実際に食べても本当においしい。兵庫県の山間地にある宍粟市が、日本海や瀬戸内海の海の幸をうまく組み入れ、実に地産地消に満ちたすばらしい献立でしたと。本当にすばらしいコメントの下、優勝されました。

この審査の中で、恐らくですが、栄養摂取基準はクリアすることは当然のこと、子どもたちが喜ぶ郷土愛につながるような、あるいは様々な栄養素、美しさ、彩り、本当にいろんなことを考えながら献立をつくられた。そして、これは先ほど議員もおっしゃられたとおり、宍粟市がこれまでずっと大事にしてきた学校教育の中の学校給食、この平素の取組、この優勝の献立は実際に学校給食として提供したものでなければならないという条件を付した。

つまり、実際に食べてるものの献立なんですよ。言わば平素の勝利であったと、そんなふうにも受け取れるわけですが、このすばらしい学校給食を持続的に水準を維持しながら、引き続き子どもたちに提供していくためには、この学校給食法に基づく学校給食の食材等は、保護者負担とするという。ここへの御理解をいただいて、一層の学校給食の充実に取り組んでいくこと。

議員のお考えとは対極にあります。今後現状維持も含めながら、保護者の皆さんPTAの皆さんとの議論を踏まえながら、今後のよりよい学校給食の財源の確保についても議論を深めていきたい。教育委員会としてもそのように考えています。どうか御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 先ほど教育長のお話の前段、そしてちょっと後ろのほうになって御理解をいただけませんかというお話になって、ちょっと残念なわけですが、今なぜ学校給食は無償に、安心できる食材をとという声が高まっているのか。ここなんですよ。それはやはり新型コロナウイルス感染症拡大、これによりまず一斉休校これをきっかけといたしまして、子どもたちの育ちを保障するために、学校給食の重要性、これが認識されたからなわけでありませう。



学校給食は、戦後から現在まで、子どもたちの健康と命を守るという役割があります。憲法26条で、義務教育の無償ということが定められて、給食食材費も教科書無償と同じく無償と考えるべきであると国も言っております。また、食育基本法は給食が単なる栄養補給ではなく、教育の重要な一環であるとして、食育の持つ意味これはいよいよ重要になってきております。

そして、このことを基本として、近隣自治体で完全無償化や中学校の無償化、あるいは小学校、中学ともに半額補助とか、あるいは小・中学校ともに月300円を町が負担とか、様々な自治体独自で努力を重ねておられます。これはやはり子どもの権利や憲法の理念を今国が実現できていないので、実現するために、各自治体の市長が中心になって考えていらっしゃるのだと思います。

私は、今ある宍粟市の第3子以降の給食費免除、これに毎年約1億3,000万円余りを支出しておられるということでもありますけども、これが割と多子世帯でも無料にならないというケースがあって、ちょっと矛盾が生じているのですね。ですから、やはり学校給食費の無償化、これを行っていくという考え方の上に立って、今後保護者の方たちと様々な懇談を行っていくと言われておりましたが、どのような方向から懇談を行っていくかという、市の姿勢も非常に大事だと私は思います。そして、どのような形でどのような場で、保護者の方たちに集まっていただいて、議論を交わしていくのかということも大事であります。

1点目に申し上げました無償化ということについては、考えていないということでしたので、そこは白紙状態での話合いになると思いますが、どのような場をどのぐらい持って、どのような人たちを対象に、今後この給食費について話合いを行っていくのかということをお尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 冒頭申されましたこの食育の重要性について、それは同様の認識を持っております。まずこの認識の基に、今後の学校給食の在り方を考えていかなければならないわけですが、やはり、まず条例設置であります学校給食の運営協議会、ここでまず今の学校給食の現状について、そして今後目指すべき方向、今回の本当にこの日本一ということも含めながら、そして生産者の方々、調理員の方々、運搬に当たっていただくドライバーの方々、そして実際に子どもたちへ食を提供する学校給食指導に当たっている教職員の方々、その全てのまず現状を事実をもってきちっと資料等を整理しながら、今宍粟市がこうした皆さん方のたゆまぬ努力で、維持している学校給食のすばらしさも含めながら、しかしながら、こういう

厳しい状況にあって、今後もどのように考えていくかということを経済委員会として、まずは資料を整理し協議会の中で議論をしていただきたいと思います。

もちろんその中で、無償化というものを、これは議論を排除しているわけではございませんので、当然そういう御意見もそれはあろうかも分かりませんが、しかし、私たちの今教育委員会としては、この財政状況の中で、あるいは保護者負担ということのこの基本的な考え方を基に整理し、協議会の場で御議論いただきたいと思います、このように考えております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 今後、給食費についての運営協議会を持ってしっかりと話し合っていくというお話でした。そのところで、本当に1人も取り残さないというSDGs、市長もバッチつけていらっしゃいます。教育長も。このところをしっかりと本当に1人の保護者の方も、1人の子どもさんも、1人の市民も取り残さないような、そんなような運営協議会でしっかりと協議をして、方向性を決めていただきたいと思います。子どもに真っ先に予算を使うということは、難しい理屈ではなく当然のことだということ、しっかりと心に持っていて、この協議会を進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。市長、教育長お願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） しっかりと取り組んでまいります。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） それではしっかりと取り組んでいただけるということで、お願いいたします。

続きまして、生活保護制度についての再質問をさせていただきます。

先ほど説明がありました。現実的にこの宍粟市の延べ相談件数が71件、そして実質相談された件数が53件、そして申請まで至った件数が、申請ができるというところまで、生活保護の申請書を書けるということですね、それが20件、2021年度ですが。そして実際にほぼ利用できたというのが、この時点では15件でしたが、1件適応できたということなので16件というようなのが、宍粟市の現状であります。やはりこれを見ても、兵庫県下では非常に低い申請率及び保護開始率ということになっております。そこでどこに問題があるのかということが、やはりしっか

りと把握していかなければならないのではないかなど、私は考えております。

そこで、例えばですけれども、この生活保護のあらましといったようなものに、保護申請書をあらかじめ添付して、市民がいつでも入手できる場所、そういうところに設置してあるのかどうか。分かりやすいこの生活保護のあらましの説明書ですね、それに保護申請書を添付して、分かりやすいところに設置してあるのかどうか、ということをお尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 今御質問の申請のあらましにつきましては、健康福祉部の社会福祉課、当課のほうに置いておりまして、相談に来られた方に制度のこと、また自立のことと、相談の中で手続等また必要であればさせていただいております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） この生活保護は、憲法25条で保証される健康で文化的な最低限度の生活水準を維持するために、全ての日本国民に無差別平等に利用できる制度、これであるわけです。たとえ、一生懸命に誠実に働いてきたとしても、ある日突然仕事を失ってしまって、生活保護の利用が必要になるということもあるわけでありまして。特にコロナ禍の今日、貧困は誰にでも起こり得る問題があります。

だからこそ、市民がいつでも入手できる場所に、生活保護というのはこういうものですよというような分かりやすい説明書、それに申請書を添付して市民がいつでも入手できる場所に置いておくべきではないのでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 正午をまわりましたが、このまま会議を続けさせていただきます。

橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 生活保護の相談におきましては、それぞれ御家庭またお家の事情等もあり、その相談に見えられるものと思っております。生活保護の相談を受けましたときには、その家庭等の状況も聞きながら社会的自立、また経済的自立について、御相談を担当ケースワーカーはさせていただいております。そして申請に至る場合もありますし、その御相談の中で自立支援、自立されるというケースもありますので、ケースワーカーによる丁寧な説明の下、生活保護制度の制度説明、またしおりのほうを手渡していただいております。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 先ほどの説明を聞いておきますと、生活保護の相談に行つて、その後説明してしおりを渡してというような形、これも保護の申請率が低い理由の一つではないかなと私は捉えました。そこを改善していただきたいなと思います。

なぜならば、やはりこの憲法25条で保障されているわけなんですよ。全ての日本国民が無差別、平等に利用できる制度だと。だとしたら、やはり本当に分かりやすい冊子を市民の入手しやすい場所に設置するというのが、当然であると私は考えます。

また、今度申請についてなのですけれども、申請書を割とやはり書くのが難しい。私も内容を見ましたら、難しいと感じたことがたくさん何回もありますので、それを口頭による申請、これを認めているのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 手続上先ほど申しあげましたように説明を行い、申請書のほうに記入をいただいております。ただ、それぞれケースによって違いますので、相談者の場合によって対応させていただいております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 先ほどの御回答ですと、口頭による申請は認めていると理解したらよろしいのですね。

○議長（飯田吉則君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 相談は申請書のほうを書いていただいて、申請の手続をしていただいております。ただ、通知等の中で申請の意思等の確認については、御本人による口頭もお受けいたしますが、申請書の手続書類については、一定の書ける範囲で書いていただいているのが現実であります。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 県内でも非常にこの保護の利用開始件数も多いとは言えませんが、ちょっとお尋ねしたので、しっかりと取り組んでいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、あと保護の要否判定に当たって、この地域の民生委員に意見書を求めることや、個人情報漏えいするような対応は行ってはいけない。このようになっております。そこでちょっと宍粟市にお尋ねしましたところ、申請者の同意が得られた場合は、福祉事務所により、民生委員に意見書の提出をお願いする場合があります。

というようなことをお聞きしたわけでありますが、これは事実なのでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 今おっしゃいましたように、相談者の御意向等また確認した中で、民生委員児童委員に意見書の提出をお願いする場合があります。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 私が調べましたところ、ほとんどの自治体で民生委員に意見書を求めるというようなことはないわけですが、この申請者の同意が得られた場合に、民生委員に意見書の提出をお願いする場合は、宍粟市においてはあるそうですけれども、その民生委員の意見書をもらうという法的根拠はどこかというのを説明してください。

○議長（飯田吉則君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） これは必須の書類ではありませんが、今後の保護受給後の地域での自立、また生活者の支援ということで、民生委員児童委員に意見書等の提出をお願いすることがありますが、これにつきましては必須ということではありません。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） あくまでも生活保護の審査及び市役所がされることなので、法的根拠に基づいてしっかりと行っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 民生委員児童委員の意見書につきましては、厚労省通知も今その条名等はちょっとお伝えできませんが、必要に応じて求める、応じることができると思います。ただ、先ほど何度も申し上げましたように、相談者の同意がある上でのことでもあります。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） そのこのところは、保護の要否判定に当たって、地域の民生委員に意見書を求めることや、個人情報漏えいするような対応は行ってはいけないとなっておって、近隣の自治体もそれをきちんと守っておるような状況でありますので、宍粟市においても守っていただきたいと考えております。

続いていきたいと思いますが、介護保険制度についてであります。

この介護保険制度であります。2000年に始まりまして。そして2022年介護保険

制度が始まった当時65歳であられた方は現在87歳、22年間介護が必要になれば、本当に自分にぴったりの介護をすぐ、介護サービスを受けられると期待されて22年間介護保険料、高い介護保険料を払ってきておられます。

特に宍粟市は、その介護保険制度が始まった当初、宍粟市山崎町2,600円、これが今現在6,700円と約2.6倍にも跳ね上がっております。この介護保険料をずっと支払ってきておられます。そしてまた兵庫県下でも3番目に宍粟市の介護保険料は高いです。この介護保険料をずっと支払ってきておられる方がいらっしゃいます。実際に。しかしながら、今高齢になって在宅でおひとり暮らしになられて、自分に必要な介護が十分に受けて安心して生活しておられるのかどうかというところでございますが、市長はどのように思われますか。安心して生活しておられるとお思いになりますか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） その方は存じ上げておりませんので、どうのこうの言うわけにはいかんと思いますが、基本的には冒頭申し上げたとおり、それぞれ市民の皆さん、高齢者を取り巻く環境は厳しいけども、生きがいを持って安全安心に暮らせるようにということは願っておるところであります。

○議長（飯田吉則君） 7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 本当にその願いを、本当にひとり暮らしの人が安心して暮らせるようにというようなことに、政策につなげていていただきたい。そのように私は思います。

そこで、その介護保険制度でありますけれども、利用者をとにかくできるだけ増やしていくと言われたのは、本当に最初のほうだけで、その後、成立後3年後には利用抑制、これに転じてきたわけでありますね。その後は施設へのホテルコストの導入、食費、居住費の負担。ですから、食事や居住費が要りますから施設へ入所したとしても、1割あるいは所得によっては2割の利用料だけではないのですね。食費、居住費負担、これが非常に大きいんです。

ですから、もう本当に一般の国民年金のみの方が施設に入所される場合、特別養護老人ホームの4人部屋といたしましても、なかなか家族の支援、経済的支援がないと入所を安心していられないというような現状もあります。また、今プライバシーを守るということで、特別養護老人ホームでも個室の場合がありますね。そうなってくるとまた高いわけですよ。だから本当に厳しく在宅で暮らさざるを得ないというような方たちも増えてきております。

ですから、市長が先ほど安心して本当に暮らしてもらいたいという、これを実現するためにはこの在宅介護というのが、この現状にあるような在宅ほう助にならないような、施策を考えていかないといけないと思うわけでありますね。そこで共助によるまちづくりということで、基本計画には出ておりましたけども、やはり共助は公的な制度と違って、費用の助成がないわけです。それでこれまでも地域住民は様々な助け合いを一生懸命されてきたわけなんです。今、国でいう共助の仕組みは進んでいるとは言えないんです。精いっぱいやってきた上の国の言う共助の仕組みなんです。

その辺について、今後どうしていこうと考えておられるのか。安心して在宅生活ができるために、高齢者にどのような政策を考えていこうと思っておられるのかということをお尋ねして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 難しい課題でありますし、社会情勢が冒頭申し上げたように、非常に変化して現実はなかなか厳しい状況という認識はしております。しかし、誰もが安心して安全で暮らせる、この願いは誰も共通の願いだろうと思います。そのためにセーフティネットとして、この制度があるんだろうと思っておりますので、そういうことも含めながら、しっかりこの制度を維持する必要があると、このように考えております。

○議長（飯田吉則君） 以上で、7番山下由美議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は12月15日、午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 0時12分 散会）